

警報発令時の対応について

1. 今治市に暴風警報・大雨特別警報が発令された場合

- ①午前9時までに解除された場合、通常開館
- ②午前9時から正午までに解除された場合、午後1時から開館
- ③正午までに解除されない場合、終日臨時休館

2. その他

- ①警報が発令されていなくても、安全の確保が難しいと判断した場合は、臨時休館する場合があります。
- ②前日午後の天気予報で、高確率で台風が接近し、警報が発令される可能性が非常に高い場合は、警報の発令を待たずに、翌日の臨時休館を決定する場合があります。

上記以外の場合も、ご自身の安全を最優先し、最良の判断をお願いいたします。皆様の安全が第一です。無理なくご利用ください。